

まちづくり特別委員会

送付 21 - 1

平河町二丁目東部地区地区計画変更を求める陳情

受付年月日 平成 21 年 2 月 13 日

陳 情 者 千代田区平河町 2 - 12 - 8

ひろ い まさ こ
広 井 政 子 他 195 名

陳情書

(陳情の趣旨)

居住環境を守るべき D 地区に囲まれた住宅地域に超高層建築を許した地区計画の制定過程は不当であり、地区計画の再変更を求める

一、用途地区 A B C D を定める方針は平成 17 年 7 月に初めて住民に知らされたが、境界線引きについては住民の意見聴取がなかった。

二、地権者・住民の意に基づいて策定されるべき地区計画は、行政の方針に従って一方的に制定されたものであり、近隣の麹町大通り地区計画との整合性もない。

即ち、平成 17 年 7 月から 11 月に亘る四回の地区計画説明会においても行政側の説明は住民側が理解できる情報がないままに 11 月に区が行ったアンケートが行われ、区の誘導しようとする街づくりに住民の賛同が得られなかった。それにも拘わらず地区計画は、平成 18 年 3 月に制定され、この中で青山通に接する A 地区にて市街地再開発のための A - 1 地区が定められた。これに続き、基準緩和を謳う街づくりの説明会と併行して、A - 1 地区の高層化計画に競うかのごとく、超高層建替計画が全共連により公表され、これを受け容れる B - 1 地区を盛り込んだ平河町二丁目東部地区地区計画変更案が 12 月に都市計画法第十六条に基づき縦覧され、地権者は意見書を提出できると説明された。この変更案は 100メートル高さ基準を設けるものであり「土地所有者/利害関係者」から反対意見が提出され、賛成意見を上回った。法令によれば「意見を求めて作成」される案文であるはずが変更はされず、これから僅か 10 日後に、今度は地権者に通知もなしに利害関係の不明な「住民・利害関係人が意見を提出できる」都市計画法第 17 条に基づき縦覧が行われ、その結果を資料として平成 19 年 2 月に都市計画審議会にかけられ、地区計画変更案が採択されたことを、事後に行った情報公開請求によって知ることとなった。

このように現在の平河町二丁目東部地区地区計画は、当初の制定から僅か一年後に、住民の参加もなしに行政の方針と行政上の展開により変更されたものである。皇居周辺の景観を守り、周辺地区との整合性を持つためにも地区計画へ向けて再変更を強く求める。

平成 21 年 2 月 13 日

千代田区議会議長 高山 はじめ 殿